

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

## 山梨厚生年金 事案 168

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 28 日から 43 年 3 月 1 日まで

私は、A社に8年以上勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が3か月しか無いのは納得できないので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出のあった厚生年金保険被保険者名簿には、社会保険事務所の記録と同じ資格取得日及び資格喪失日が記載されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までの期間は国民年金の納付記録、同年 7 月 14 日から 38 年 12 月 29 日までの期間はC社における厚生年金保険被保険者記録がそれぞれ確認できる。

さらに、申立人がA社B支店で一緒に勤務していたとする同僚5人から、申立人が申立期間勤務していた旨の文書の提示があったが、その後これら同僚に勤務期間を再確認したところ、明確な記憶に基づいたものではないと証言していること、それ以外の同僚から聴取しても、同様に申立期間に係る勤務実態について明確な記憶が無いことから、申立人が申立期間に勤務していたことを推認することができない。

加えて、A社B支店の同僚は、申立人が同社を退社した後、C社に入社したと証言している上、同社で申立人の厚生年金保険被保険者記録と同時期に勤務していた同僚2人は、申立人と一緒に勤務していたと証言していることから、昭和 37 年 7 月以降において、申立人がA社B支店に勤務していた事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から2年4月1日まで  
② 平成3年2月1日から同年4月1日まで  
③ 平成12年10月1日から13年2月1日まで

私は、申立期間①及び②についてはA社B営業所に、申立期間③についてはC社にタクシーの乗務員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成元年4月にA社B営業所に採用されたと主張しているが、当該事業所及び当該事業所が加入するD厚生年金基金に、申立人に係る厚生年金保険の適用について照会したところ、いずれにおいても2年4月20日からの加入記録が確認でき、社会保険庁の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、申立人は、第二種普通運転免許取得後の入社であったことを記憶しているところ、申立人の当該免許の取得日は平成元年11月6日であり、財団法人Eによる乗務員証の発行日が2年5月2日であることから、申立人が当該事業所に元年4月に採用された事情はうかがえない。

申立期間②について、申立人は、「次席から2月の給料を出すから辞めてくれと言われ、退社する。」と記憶しているところ、A社及びD厚生年金基金の記録による資格喪失日は、いずれも平成3年2月27日で、社会保険庁の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している上、財団法人Eへの乗務員証の返納日も同年2月25日となっており、申立人の記憶との間に矛盾は無いことから、申立期間②において、申立人が厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

申立期間③について、C社が保管する人事記録から、申立人が同社に勤務

していたことは認められるものの、同社の社長は、「当時は、新規採用者には3か月から4か月の試用期間があり、試用期間終了後に社会保険に加入させた。」と証言し、元同僚も同じ内容の証言をしていることを踏まえると、同社においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 1 日から 16 年 12 月 27 日まで  
私は、申立期間当時、A社の代表取締役をしていた。報酬は月額で 80 万円から 90 万円だったと思うが、社会保険庁の記録では 9 万 8,000 円となっており、実際の報酬額と違っているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 16 年 12 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社が適用事業所でなくなった日と同日付けで、申立人の標準報酬月額（62 万円）が、14 年 11 月 1 日までさかのぼって、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所保管の滞納処分票によれば、A社では平成 15 年 4 月ころから保険料の滞納が発生し、代表取締役である申立人と社会保険事務所の職員との間で複数回にわたり滞納の処理方法について話し合いが行われていたことが認められる。

また、健康保険の過誤納に対する保険料等還付請求書によれば、A社は平成 16 年 5 月分として、健康保険料について過誤納金 24 万 1,978 円を還付請求し、17 年 2 月 25 日に現金で受領したことが確認できるが、この還付金は、代表取締役である申立人の合意の上で行われた標準報酬月額の減額遡及訂正処理に起因していることがうかがえる上、同請求書には事業所のゴム印及び代表取締役印が押されていることから、申立人が標準報酬月額の減額遡及訂正処理に関与していなかったとの主張は認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、これを有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。